

介護保険法に基づく訪問看護・介護予防訪問看護利用料金表

1.利用者負担額

法定代理受領サービス分(通常の場合)	厚生労働大臣が定める基準による額の1割または2割
法定代理受領サービス分以外(居宅サービス計画の未届け、支給限度額を超える分、保険料滞納の場合等)	厚生労働大臣が定める基準による額(全額)

【1割負担額】

			単位数	費用額(A)単位数×10.21(切捨)	札幌市
訪問(予防看) I 1	所要時間	20分未満	310	3,165	312
		30分未満	463	4,727	473
		30分以上1時間未満	814	8,311	832
		1時間以上1時間30分未満	1117	11,405	1,140
理学療法士による訪問看護(リハビリ)					
訪問(予防看) I 5	所要時間	20分未満	302	3,083	309
		40分未満	604	6,167	617
		60分未満	816	8,331	834
		【注】・早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)の場合 100分の25を加算 ・深夜(午後10時～午前6時)の場合…… 100分の50を加算 ※なお、緊急時訪問看護加算の同意を得た利用者への計画外緊急訪問の場合、特別管理加算を算定した利用者に関し、月2回目以降の計画外訪問時に加算			
訪問1回につき算定	長時間訪問看護加算	特別な管理を要する利用者により90分を超える訪問を行った場合に算定	300	3,063	307
	複数名訪問看護加算(30分未満)	同時に複数の看護師が訪問看護を行った場合に算定	254	2,593	260
	複数名訪問看護加算(30分以上)	同時に複数の看護師が訪問看護を行った場合に算定	402	4,104	411
	緊急時訪問看護加算1	24時間対応体制実施ステーションで利用者等から同意を得た場合に算定	500	5,513	552
月1回算定	特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする場合に算定	500	5,105	511
	特別管理加算Ⅱ	に算定	250	2,552	256
	ターミナルケア加算	ターミナルケア実施時に算定	2000	20,420	2,042
	初回加算	初回時に算定	300	3,083	309

2.その他の利用料

種類	内容	金額		
介護保険適用外訪問看護利用料金	介護給付の支給対象外の利用又は1時間30分を越えて訪問看護を提供する場合 ※医療保険適応外の単独訪問は交通費が別途がかかります。	日中	午前8時～午後6時	1時間未満8,600円
		早朝	午前6時～午前8時	1時間未満10,750円
		夜勤	午後6時～午後10時	
		深夜	午後10時～午前6時	1時間未満12,900円
死後の処置料	(エンゼルセットや顔カバーなどの使用の際は、別途実費がかかります)	10,000円		
キャンセル料(法定外自費)	(予定時間の2時間前までに連絡がなく、看護師や理学療法士等が訪問した場合)	交通費(下記参照)+1000円(税込) 交通費・1km～10km未満・・・200円 以降10km未満追加毎に200円追加		
札幌市以外の方の交通費	通常の実施地域を越えた地点から交通費が発生します。	交通費・1km～10km未満・・・200円 以降10km未満追加毎に200円追加		

ヴァルハラ訪問看護ステーション